

○南相馬市斎場条例

平成18年1月1日

条例第239号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項及び墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定に基づき、斎場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 原町斎場

位置 南相馬市原町区上北高平字東高松30番地

(休場日)

第3条 原町斎場（以下「斎場」という。）の休場日は、次のとおりとする。

(1) 友引の日

(2) 1月1日から同月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

(開場時間)

第4条 斎場の開場時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、火葬開始時刻は次のとおりとする。

(1) 午前9時

(2) 午後1時30分

(3) 午後3時30分

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開場時間及び火葬開始時刻を変更することができる。

(使用の許可)

第5条 斎場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、斎場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする際にその使用について条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、斎場の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備器具を損傷するおそれがあるとき。

(3) その他管理上支障があるとき。

(使用料)

第7条 第5条の許可を受けた者は、別表に定める使用料を許可と同時に納入しなければならない。

2 市外に住所を有する者（相馬郡飯舘村に住所を有する者を除く。）の使用料は、待合室及び告別式場の使用料を除き、前項の使用料に100分の300の額を加えた額とする。

（使用料の減免）

第8条 市内に住所を有する者（相馬郡飯舘村に住所を有する者を含む。）にして生活困窮者その他特別の事情があると市長が認めたものについては、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の返還）

第9条 納入した使用料は、返還しない。ただし、次に掲げる場合に限り市長はその全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者の責任によらない理由で使用しなかったとき。

(2) 使用開始前、使用許可の取消し又は変更を求める申出をし、市長がこれを承認したとき。

（使用の停止）

第10条 感染症による死亡者の火葬を要する場合は、これが執行を終わるまで普通死亡者の火葬を停止することがある。

2 第5条により使用の許可を受けた者で、まだ、執行着手前にあるものについても、同様とする。

（現状回復の義務）

第11条 使用者は、斎場の使用が終了したとき、又は前条の規定により使用を停止されたときは、直ちに施設、設備等を現状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者又は市長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

（損害賠償）

第12条 指定管理者及び使用者は、故意又は過失により施設若しくは設備等をき損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害額を市に賠償し、又はこれを現状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りではない。

（指定管理者による管理）

第13条 市長は、指定管理者に斎場の管理を行わせるものとする。

（指定管理者の公募）

第14条 市長は、指定管理者に斎場の管理を行わせようとするときには規則で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、斎場の適正な管理を確保するため市長が特に認めたときは、この限りでない。

（指定管理者の業務の範囲）

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 斎場の管理及び運営に関する業務

(2) 斎場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 斎場の使用等に関する業務

- (4) 前各号に掲げるもののほか、斎場の管理運営上市長が必要と認める業務
(指定管理者の指定の手続)

第16条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の平等な使用を確保することができるものであること。
- (2) サービスの向上を図ることができるものであること。
- (3) 斎場の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (4) 斎場の管理を安定して行うための物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (5) 地域住民、団体や行政との連携を図ることができるものであること。
- (6) 業務上知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第18条及び第23条において同じ。）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。
- (7) その他市長が別に定める基準
(指定管理者の指定等の公告)

第17条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は第22条第1項の規定により、指定の取消し若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(管理の基準)

第18条 指定管理者は、次に掲げる基準により、斎場の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) この条例の規定を遵守し、適正な斎場の運営を行うこと。
- (2) 使用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。
- (3) 個人情報の漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (4) 施設の維持管理を適切に行うこと。

(協定の締結)

第19条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と斎場の管理に関し、規則で定める事項を記載した協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第22条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び使用状況に関する事項
- (2) 管理経費の収支状況に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による斎場の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(事業報告の聴取等)

第21条 市長は、斎場の管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第22条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による斎場の管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じて、その賠償の責めを負わない。

(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)

第23条 指定管理者及び斎場の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに斎場の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(市長による管理)

第24条 第3条、第4条及び第11条の規定は、指定管理者に代わって、市長が斎場の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、第3条及び第4条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条中「指定管理者又は市長」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、解散前の原町斎場条例（昭和39年原町方部環境衛生組合条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年条例第30号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の南相馬市斎場条例（以下「改正後の条例」という。）の例により行うことができる。
- 3 この条例の施行前に改正前の南相馬市斎場条例の規定によりなされた申請、処分その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の条例の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

附 則（令和5年3月28日条例第2号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区分	単位	使用料
12歳以上	1体	14,500円
12歳未満	1体	11,600円
6歳未満	1体	8,700円
死産児 (妊娠4箇月以上)	1胎	5,800円
肢体の一部	1部	2,100円
改葬骨	1包	2,100円
分娩汚物・死産児 (妊娠4箇月未満)	1包	1,700円
待合室	1室2時間	ただし、2時間を超える1時間ごと 1,000円 3割増
告別式場	1回3時間	ただし、3時間を超える1時間ごと 10,000円 3割増